

可児市指定ごみ袋広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、可児市市民文化部環境課（以下「市」という。）が作成する可児市指定ごみ袋（以下「ごみ袋」という。）への広告掲載に関し、可児市広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(広告の規格等)

第2条 広告の規格、枠数及び掲載料等は次のとおりとする。

広告掲載媒体	家庭用可燃ごみ袋 大袋（45ℓ）	家庭用可燃ごみ袋 中袋（35ℓ）	家庭用可燃ごみ袋 小袋（25ℓ）
数量	340万枚	84万枚	50万枚
広告期間	令和6年8月ごろから使い切るまで		
掲載場所・枠数	表面1枠、 裏面1～3枠	裏面1～3枠	裏面1～3枠
広告寸法	表面1枠、裏面1枠の場合 縦12cm、横49cm以内 裏面で2枠の場合 縦26cm、横49cm以内 裏面で3枠の場合 縦40cm、横49cm以内	1枠の場合 縦10cm、横35cm以内 2枠の場合 縦22cm、横35cm以内 3枠の場合 縦34cm、横35cm以内	1枠の場合 縦10cm、横30cm以内 2枠の場合 縦22cm、横30cm以内 3枠の場合 縦34cm、横30cm以内
色数	袋の色は乳白色、文字はエンジ色 2色（エンジ色＋希望色）の場合は、経費として60万円を追加負担 裏面は1色（希望色）で経費として60万円を枠数で除した金額を追加負担 ※2事業者以上の申込で異なる色が指定されている場合は、市が指定する色とする。		
広告掲載料	入札による（1色1枠1枚当たりの最低入札単価は以下のとおり）		
	0.15円以上	0.10円以上	0.10円以上
募集期間	令和6年3月1日から令和6年4月1日（必着）		

(広告の募集)

第3条 広告の募集は、市の広報紙及びホームページで期間を定めて行う。

(申込書等の提出)

第4条 広告の掲載を希望する者は、募集期間の締切日までに申込書（別記様式1）及び広告案（以下「申込書等」という。）を市に提出する。ただし、広告枠に空きがある場合に限り、令和6年4月30日までは申込書等の提出ができるものとする。

(掲載の決定)

第5条 市は、申込書等を受理したときは、要綱及び可児市広告掲載基準に照らして広告を審査し、表面については、1枚当たり単価で最も高い見積金額を掲示したものを、裏面については、1枚

当たり単価で高い見積金額を掲示したのから、枠数に応じ最大3者を、広告掲載枠の購入者（以下「広告主」という。）とする。

2 同額の場合は、くじにより広告主を決定する。

3 市は、掲載の可否を決定し通知書（別記様式2）により申込者に通知する。

（広告掲載料等の納付）

第6条 広告主は、広告掲載決定後、市が指定する期日までに広告掲載料と経費を納付しなければならない。

2 広告主から取り下げ等があった場合の広告掲載料等は別表1に定める。

（広告掲載料等の返還）

第7条 広告掲載料等納付後の返還については、広告主の責の場合はこれを行わない。ただし、市がゴミ袋を作成しなかった場合は、数量に応じて計算した額を返還する。

（広告の作成及び提出）

第8条 広告主は、自己の負担において広告を作成し、別途指定する記録媒体により、別途指定する期日までに市に提出するものとする。

（その他）

第9条 可児市広告掲載取扱要綱の第3条（事業者の制限）に違反した場合は、広告を掲載したゴミ袋を回収し、広告主の責任において、ゴミ袋作成に要した費用を補償するものとする。

2 この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。

別表1（第6条関係）

取下げ等のあった日	納付する広告掲載料等
広告掲載決定日から広告掲載料等の納付期日前日まで	無料
広告掲載料等を納付した日から掲載日の前日まで	納付した掲載料等の全額